ワゴン型販売エリアお試し出店キャンペーン応募手引き

1 対象物件

線名・駅名	場所	面積	通常使用料 (税込)	お試し出店 (税込)
東西線大通駅	地下1階コンコース西側 (2番出入口そば)	9. 60 m²	165, 792 円/月	23, 210 円/週 99, 475 円/月

2 キャンペーン期間

2024年3月~2025年3月

出店開始日が上記期間内の場合をキャンペーン適用対象とします。

3 使用料等

(1) 使用料

使用開始日までに使用期間分の使用料を前納していただきます。ただし、営業期間が翌年度にまたがる場合や営業開始日が4月の場合は下記の例によります。

営業期間 (例)	使用料	納付期限
12月~翌年5月	①12月~3月分	①使用開始日の前々日
	②4月~5月分	②4月中
4月~翌年3月		4月中

(2) 道路占用料相当額

物件が道路直下にあるため、上記使用料のほかに道路占用料の支払いが必要になります。道路占用料に消費税相当分を加算の上、物件の使用開始月に当月から年度末までの使用期間に応じた占用料を一括でお支払いいただきます。

4 出店期間

行政財産の目的外使用許可により出店等を行っていただきます。従って、借地借家法は適用されません。

ア	企画会社※	1週間から1年間
イ	ア以外の事業者	1週間から6か月

※百貨店及びその他商業施設でのワゴン店舗を使用した菓子類、食品、雑貨の販売運営の実績を有する企画会社であって、短期間で営業種目の入れ替えが可能な事業者をいいます。

5 出店条件等

(1) ワゴン型売店の設置条件

ア 商品陳列棚やワゴン、ショーケース等の営業に必要な什器は、すべて出店事業者で準備

すること。

- イ 商品陳列棚、ワゴンは、全て不燃材料を使用したものとし、ストッパーや車止め等で固 定すること。
- ウ 営業終了後は、商品陳列棚やワゴン、什器等を所定の場所に格納し、不燃性のフェンス で囲う等、必要な防犯対策を講じること。

(2) 営業日·営業時間

地下鉄営業日にはすべて営業することができます。

営業可能な時間は、6時30分から23時00分までの範囲とします。

なお、防災上などの理由から、臨時に駅施設の一部又は全部の閉鎖を行ったり、地下鉄 の運行を停止したりすることがありますが、事業者は当局に一切の補償を請求することが できません。

(3) 使用上の制限

ア 商品やワゴンの搬出入について、駅利用者のピーク時間は行わないこと。

※搬入する什器によっては営業終了後の搬出入を指示いたします。

- イ 使用可能な電気調理器具は、電気ポット及びコーヒーメーカーとする。
- ウ 設置物の装飾などは、事前に当局の承認を得るとともに、使用期間中は維持管理を徹底 すること。
- エ 営業区画で発生したゴミは、必ず持ち帰ること。
- オ 飲食物の販売は、事業者の責任において保健所への申請手続きを行うなど、衛生管理を 徹底すること。
- カ 商品、サービス等の問い合わせや苦情は、出店事業者の責任において対応すること。
- キ 営業区画内における化学物質の発散に対する衛生上の措置について、十分な対策を講 じること。
- ク その他、次の各号に該当する行為、または目的とする施設の使用は認めない。
 - (ア) 裸火及び電気調理器具(電気ポット、コーヒーメーカーを除く)の使用
 - (イ) 喫煙行為(駅施設内においては全て禁煙)
 - (ウ) 爆発物等危険物品※、その他地下鉄利用客または周辺住民に不快を与える恐れのある物品や機器などの保管・設置・持ち込み・使用

※危険物品:札幌市火災予防規則第10条第1項各号に規定する火災予防上危険な物品

- (エ) 飲食業態における酒類の提供
- (オ) 風営法にかかる風俗営業の類の営業行為
- (カ) 暴力団施設その他暴力的な活動
- (キ) 宗教活動、その他政治的活動
- (ク) 営業区画における事業と関係のない広告や告知、広報活動
- (ケ) 営業区画外でのチラシ配布や試食、試供品の提供行為
- (1) 地下鉄駅施設の活用としてふさわしくないと判断されるもの (乗車券類の値引き販売等を含む)

- (サ) その他法令違反や公序良俗に反する行為または目的とするもの
- (4) 地下鉄事業等の優先

地下鉄事業を優先とし、当局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検及び駅 改良工事、並びにこれに伴う停電作業に協力すること。

6 応募資格

- (1) 「札幌市交通局競争入札参加資格審査等取扱要領」に基づき、次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 役員等(申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
 - エ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をい う。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ る者
- (2) その他、以下の条件をすべて満たしていること。
 - ア 札幌市内に事務所等(借受人の本社、支社、営業所、出張所その他これに準ずる施設)を 有していること。
 - イ 市税及び国税等の公租公課を滞納していないこと。
 - ウ 許可箇所で行う事業の営業実績を通算2年以上有していること。
 - エ 出店時において、札幌市営地下鉄駅構内及び当局が所有管理するバスターミナル内に 店舗を出店していない事業者。

7 使用許可の取り消し

次の各号に該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 当局が対象区画を、公用又は公共用に供するため必要とするとき
- (2) 事業者が上記5(1)から(4)又は行政財産使用許可書の記載事項に違反したとき
- (3) 事業者が応募者の資格を失ったとき

8 使用許可終了時等の条件

使用許可期間が終了したとき、又は上記「7 使用許可の取り消し」により使用許可を取り消したときは、直ちに原状に回復して返還していただきます。

また、この場合において事業者は、札幌市交通局に対して一切の補償を請求することができません。

9 損害賠償及び補償

出店事業者が、当局施設の使用によって当局または第三者に損害を与えた場合は、事業者が 当該損害賠償責任を負います。

この場合のほか、出店事業者は当局が認める条件を履行しないために損害を与えたときは、 その損害額に相当する金額の損害賠償責任を負います。

10 応募方法

- (1) 上記の各条件を十分に確認の上、下記問い合わせ先まで、Eメールもしくは電話にてお問い合わせください。
- (2) 使用用途や応募資格等を確認させていただいた上で、先着順にて応募受付を行います。
- (3) 必要書類、各種証明等については、協議を進める中でご案内いたします。

【お問い合わせ先】

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1

札幌市交通局 事業管理部 営業課 資産活用係

E-mail: <u>st.shisan@city.sapporo.jp</u> TEL:011-896-2722 (直通)

※お電話での問い合わせは平日9:00~17:00